

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	大宮区役所健康福祉部高齢介護課
件 名	さいたま市大宮区東部圏域高齢者生活支援体制整備事業業務
履 行 場 所	さいたま市大宮区東部圏域 外
契 約 締 結 日	令 和 6 年 3 月 21 日
契 約 の 相 手 方 名	社会福祉法人育成会
契 約 金 額	4,500,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、シルバー人材センター等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、大宮区東部圏域における、地域全体で多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援するものである。 その実施に当たっては、①本事業の目的を理解し、確実かつ継続的に実施できる安定した組織であること。②多様な理念を持つ地域の提供主体と連絡調整ができる立場にあり、所属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益活動の視点、公平中立な視点を有すること。③ボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること。④日常生活圏域の中心である地域包括支援センターと密接な連携がとれること。⑤日常生活圏域単位の地域ケア会議である、地域支援会議を活用した会議運営ができること。⑥中学校区2～3校区を1つの圏域としている本市の日常生活圏域において、圏域内の多様な地域特性を理解した上で、地域的な偏りなくカバーできること。⑦圏域内の生活支援に係る社会資源の把握や地域の様々な情報収集能力を有していること。が、求められる。 これらの要件を全て満たすのは地域包括支援センターのほかにはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該圏域の地域包括支援センター設置運営事業者である社会福祉法人育成会を選定し、随意契約とした。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	大宮区役所健康福祉部高齢介護課
件 名	さいたま市大宮区西部圏域高齢者生活支援体制整備事業業務
履 行 場 所	さいたま市大宮区西部圏域 外
契 約 締 結 日	令 和 6 年 3 月 21 日
契 約 の 相 手 方 名	社会福祉法人むつみ会 春陽苑
契 約 金 額	4,500,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、シルバー人材センター等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、大宮区西部圏域における、地域全体で多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援するものである。 その実施に当たっては、①本事業の目的を理解し、確実かつ継続的に実施できる安定した組織であること。②多様な理念を持つ地域の提供主体と連絡調整ができる立場にあり、所属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益活動の視点、公平中立な視点を有すること。③ボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること。④日常生活圏域の中心である地域包括支援センターと密接な連携がとれること。⑤日常生活圏域単位の地域ケア会議である、地域支援会議を活用した会議運営ができること。⑥中学校区2～3校区を1つの圏域としている本市の日常生活圏域において、圏域内の多様な地域特性を理解した上で、地域的な偏りなくカバーできること。⑦圏域内の生活支援に係る社会資源の把握や地域の様々な情報収集能力を有していること。が、求められる。 これらの要件を全て満たすのは地域包括支援センターのほかにはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該圏域の地域包括支援センター設置運営事業者である社会福祉法人むつみ会春陽苑を選定し、随意契約とした。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	大宮区役所健康福祉部高齢介護課
件 名	さいたま市在宅介護支援センター事業業務
履 行 場 所	さいたま市内(大宮区三橋1～4丁目・上小町地内)
契 約 締 結 日	令 和 6 年 3 月 6 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社SOYOKAZE
契 約 金 額	2,074,000円
随意契約によること とした理由	本業務について、在宅介護支援センターは、老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設であり、地域の要援護高齢者やその家族等の福祉の向上を図るために、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、適切な保健福祉サービスが提供できるように各種の支援及び総合調整を行うとともに、地域福祉活動を推進する団体及び個人に対して専門的な支援等の業務を行うものであり、事業にあたっては地域の実情の把握や関係機関とのネットワークを有していることが求められる。 また、業務の性質上、保健・福祉に関する専門性が必要であり、平成18年3月31日付け厚生労働省老健局長通知において、事業の実施に当たっては、地域の実情に応じた担当地域を定めることが望ましいとされ、地域性を重要視することも要求されている。 当該事業者は、当地域での高齢者の見守り等を行う在宅介護支援センター業務を継続的に担っており、社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員のいずれかの専門職員を配置するとともに、当地域の実情を熟知し、当地域における関係機関とのネットワークも深く築くなど、知識と経験を有している。 以上の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該事業者を選定し随意契約とした。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号